

京都市福祉行政推進会議規則の全部を改正する規則を公布する。

平成16年4月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第9号

京都市福祉行政推進会議規則の全部を改正する規則

京都市福祉行政推進会議規則の全部を次のように改正する。

京都市安らぎ先進都市推進会議規則

(設置)

第1条 すべての市民が安らぎを持って暮らすことができる先進的なまちづくりについて、相互に連絡し、調整を行うことにより、その円滑かつ総合的な推進を図るため、京都市安らぎ先進都市推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(構成)

第2条 推進会議は、市長、助役及び次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 京都市事務分掌条例第1条に規定する局の長
- (2) 市長が指名する区長
- (3) 消防局長
- (4) 京都市公営企業の管理者及び組織に関する条例第2条に規定する管理者
- (5) 教育長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める本市関係職員

(議長及び副議長)

第3条 推進会議に議長及び副議長を置く。

2 議長は市長とし、副議長は主管助役とする。

3 議長は、会務を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、副議長がその職務を代理し、議長及び副議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する他の助役がこれを代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、議長が必要があると認めるとき、随時招集する。

2 議長は、必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる者以外の者を推進会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第5条 議長は、特定の事項を調査させ、及び審議させるため必要があると認めるときは、推進会議に部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、本市関係職員のうちから、議長が指名する。

(幹事会)

第6条 会議に付議する事案の調整を行うため、推進会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事をもって構成する。

3 幹事は、本市関係職員のうちから、議長が指名する。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、保健福祉局において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課)